

福岡県医師会第204号（地）

平成17年 4月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



通知の廃止について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成17年4月1日より結核予防法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、下記通知が廃止された旨、福岡県保健福祉部より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

- ・「結核予防法よる公費負担医療及び命令入所取扱要領について」（別紙1）
（昭和36年9月22日付け衛発第757号厚生省公衆衛生局長通知）
- ・「労働基準法が適用される事業における結核予防法の施行について」
（昭和26年7月18日付け衛発第550号厚生省公衆衛生・労働省労働基準局長連名通知）（別紙2）
- ・「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について（抄）」
（平成6年8月25日付け厚生省発健医第213号）（別紙3）
- ・「結核予防法第三十九条第二項の規定により厚生大臣の定める診療報酬に関する件」（昭和27年1月31日付け衛発第88号）（別紙4）



- ・「結核予防法による登録及び管理検診実施要領について」
(昭和36年12月13日付け衛発第984号) (別紙5)
- ・「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について(抄)」
(昭和6年8月25日付け健医発第961号) (別紙6)
- ・「中核市制度の創設に伴う事務処理の特例について」
(平成7年4月1日付け健医発第496号) (別紙7)
- ・「結核予防法による登録及び管理検診実施要領の一部改正について」
(平成7年12月26日付け健医発第1535号) (別紙8)
- ・「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」
(平成7年12月26日付け健医発第1536号) (別紙9)
- ・「公費負担医療に係る費用の請求の審査及び費用の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託するための契約について」
(平成11年2月23日付け健医発第224号) (別紙10)

「公印省略」



17 健第 109 号 - 2

平成 17 年 4 月 13 日

福 岡 県 医 師 会 長 殿

福岡県保健福祉部健康対策課長

(結核感染症係)

通知の廃止について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、特段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添写しのとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

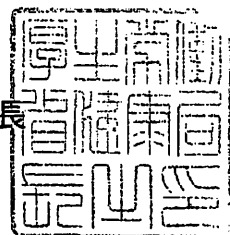
大



健発第0331034号
平成17年3月31日

各
都道府県知事
政令市市長
特別区区長
殿

厚生労働省健康局長



結核予防法による公費負担医療及び命令入所取扱要領に係る通知の廃止について

「結核予防法による公費負担医療及び命令入所取扱要領について」（昭和36年9月22日付け衛発第757号厚生省公衆衛生局長通知）は、平成17年3月31日限り廃止する。ただし、廃止前の同通知の様式第2号及び様式第5号については、当分の間、なおその効力を有する。



○結核予防法による公費負担及び命令入所取扱要領について

(昭和三六年九月二二日)

(衛発第七五七号)

(各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)

結核予防法の一部を改正する法律(昭和三六年五月二六日法律第九四号)の施行については、本年九月一日厚生省衛発第三一〇号厚生事務次官通達により通達されているところであるが、この法律の施行に伴い、結核予防法による公費負担及び命令入所取扱要領を別添のとおり定めたので、昭和三六年一〇月一日から、この取扱要領によることとされたい。

なお、この取扱要領の要点及び関係通知の廃止等は、次のとおりであるので、留意のうえ、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

1 取扱要領の要点

(1) 結核予防法の一部改正に伴う命令入所制度の拡充に応じ、命令入所制度の取扱いの要領を示したこと。

(2) 法第三四条による公費負担制度に関しても、その手続等の簡素化を図ることとし、このため、従来の通知に必要な改正を加え、これを整理統合して示したこと。

なお、従来の取扱いを改めたのは、次の点であること。

イ 公費負担の承認にさいしては、承認医療の内容を患者票に記入し、その変更を行なうにはその変更の程度に応じ、事前に再申請又は変更申請を必要とするのであるが、今後は、承認医療の記入を従来よりも簡略に行なうこととして、事前申請を行なうべき場合を少なくしたこと。

ロ 従来は、エックス線検査の回数等について基準を定めていたのであるが、今後は、とくに基準を明示せず、臨床上必要な限度にとどめるべきものとしたこと。

ハ 公費負担の承認の始期について特例を設けたこと。

ニ 収容、検査及び処置その他の治療に対する公費負担の取扱要領を整理したこと。

ホ 療養費の支給に関する法の規定の改正に伴い、装具についての取扱いを明確にしたこと。

ヘ 結核診査協議会の診査において委員二名以上の賛成があるときは可決するものとする方針をやめたこと。

2 運用上の注意事項

(1) 今回の結核予防法の一部改正により、結核診査協議会の審議事項として、新たに従業禁止及び入所命令に関する事項が加えられることとなったが、これに対応しうよう結核診査協議会の委員の構成についても十分配慮すること。

(2) 結核予防法第二八条の規定による従業禁止及び同法第三五条の規定による従業禁止患者に対する公費負担等についても、取扱要領の第二に準じて取り扱うようにすること。

(3) 取扱要領の様式第1号は、申請者及び医療機関の便宜を図るため、結核予防法施行規則に定める診断書の様式と申請書の様式とをあわせ、かつ、診断書の記入事項のうち申請書の記入事項と重複するものはぶくとともに、結核診査協議会における診査等に便ならしめるため必要な欄を設けたものであること。

(4) 指定医療機関に対する診療報酬の審査及び支払の事務処理並びに支払基金との契約については、従前どおりとすること。

3 経過措置

(1) 昭和三六年九月三〇日現在、法第三五条による医療費公費負担を受けている命令入所、従業禁止患者であって、一〇月一日から指定都市以外の政令市がその公費負担を引きつぐべきものについては、政令市は、一〇月一日現在において別に定められた認定基準により、その自己負担額を認定したうえで、患者票にその額を記入してこれを交付すること。

(2) 昭和三六年九月三〇日現在、法第三五条による医療費公費負担を受けている命令入所、従業禁止患者であって、(1)に該当しないもの(九月三〇日限りで公費負担の期間が満了するものを除く。)については、都道府県・指定都市は、一〇月一日現在において、別に定められた認定基準によりその自己負担額を認定し、患者票にその額を記入すること。

(3) 昭和三六年九月三〇日現在、法第三五条及び第三四条によって医療費公費負担の双方を受けている命令入所・従業禁止患者については、九月三〇日をもって、法第三四条の公費負担を打ち切ること。

(4) 現にある患者票、通知書、入所命令書、請求書及び明細書の用紙は、当分の間これを取り繕って使用して差し支えないが、申請書及び診断書については新様式による用紙を作成して使用すること。

4 関係通知の廃止

(1) 次の本職通知は、廃止すること。

イ 昭和二七年六月一七日衛発第五二四号「結核予防法第三四条及び第三五条の医療費の公費負担に関する件」

ロ 昭和二六年七月六日衛発第三一七号「結核診査協議会条例について」

ハ 昭和二七年八月二〇日衛発第六五九号「骨関節結核の装具療法に関する医療費公費負担

事務取扱について」

ニ 昭和三〇年六月二七日衛発第三九七号「患者票の様式改正について」

ホ 昭和三一年七月二〇日衛発第四六六号「結核予防法に基く医療費公費負担事務の処理について」

ヘ 昭和三三年九月六日衛発第八一九号「社会保険の診療報酬の改訂に伴う結核予防法に基く指定医療機関の診療報酬の取扱について」

ト 昭和三四年八月二九日衛発第八二三号「患者票の様式の改正について」

チ 昭和三六年六月一六日衛発第五一九号「骨関節結核の装具療法に関する公費負担について」

(2) 次の本職通知のうちこの通達に抵触する部分は、廃止すること。

イ 昭和三一年五月一日衛発第二六八号「結核予防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

ロ 昭和三二年一月八日衛発第二号「新医薬制度の実施に伴う結核予防法等の改正について」

ハ 昭和三三年四月一日衛発第一六七号「結核予防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」

ニ 昭和三三年一〇月三一日衛発第一〇〇七号「結核予防法指定医療機関医療担当規程の一部改正について」

別添

結核予防法による公費負担及び命令入所取扱要領

結核予防法(以下「法」という。)第三四条の規定による一般患者に対する公費負担、法第二九条の規定による入所命令、法第三五条の規定による命令入所患者に対する公費負担及び法第四一条の規定による療養費支給の実施にあたっては、法令及び告示等に定めるところによるほか、この取扱要領によって適正かつ円滑な実施を期すること。

この取扱要領の内容は、都道府県、政令市及び保健所における事務処理の準則を示したものであるが、とくに患者及び医療機関に対し手続が過重の負担となることのないよう簡素化を図っている。都道府県、政令市においては原則としてこの取扱要領によることとし、それぞれの実情に応じて必要な修正補足を加える場合においても、その内容が関係者に対して煩さなものであるように十分注意すること。

なお、生活保護法による医療扶助を受ける者及び社会保険各法による被保険者等に関しては、別に通達するところによるほか、この取扱要領によるものとする。

第一 一般患者に対する公費負担(法第三四条関係)

1 一般的事項

(1) 一般患者に対する医療費公費負担に関する事務については、原則として、保健所長をして代決させることとして、その処理の迅速化を図ること。

(2) 都道府県知事・政令市市長は、公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

2 公費負担の申請権者

公費負担の申請権者は、「都道府県・政令市の区域内に居住する結核患者及びその保護者」であり、この場合の「居住する」とは、民法第二一条に規定する住所(生活の本拠)を有することをいうが、住所がないか若しくは明らかでない者又は日本の国外に住所を有する者については、その居所を住所とみなすこと。

入院患者については、当該患者と生計を一にする家族等がある場合には、その家族等の住所を当該患者の住所と解すべきものであること。

なお、生活保護法による医療扶助を受ける者については、その者に対し医療扶助を実施する福祉事務所の所在する都道府県、政令市に住所を有するものとみなすこと。

3 公費負担の申請

(1) 公費負担の申請については、申請者に次に掲げるものの提出を求めること。

イ 申請書及び診断書(様式第1号)

ロ エックス線写真

(2) 診断書の記入要領については、様式第1号の記入上の注意によるほか、次によること。

イ 「医療の種類」欄には、必要とする医療の種類を記入すること。この記入にあたっては、該当するものの頭数字を○でかこむほか、化学療法については、抗結核薬の使用剤数を記入し、該当の薬品名を○でかこみ、又は()内に記入し、また、外科的療法又は骨関節結核の装具療法については、その種類を当該欄に記入すること。

なお、収容を必要とする場合については8の(2)、検査(エックス線検査、結核菌検査及び血沈検査をいう。以下同じ。)及び処置その他の治療については9の(2)によること。

ロ 「入院年月日」欄には、患者が現に入院している場合にその実際に入院した年月日を記入するものであること。

4 公費負担の決定

- (1) 保健所長は、申請書を受理したときは、申請された医療(診断書の「医療の種類」欄に記入された医療)の適否を結核診査協議会に諮問したうえ、公費負担の承認又は不承認を決定すること。

なお、決定の期限は、申請書受理日から一か月以内と定められているが、再調査等の必要がない場合は、遅くとも半月以内に決定を行なうようにすること。

- (2) 保健所長は、承認又は不承認の決定をしたときは、すみやかに患者票(様式第2号)又は不承認の通知書(様式第3号)を申請者に交付すること。

なお、患者票及び通知書は、申請者及び指定医療機関の同意を得たときは指定医療機関に直接送付しても差し支えないこと。

- (3) 公費負担の承認期間は、保健所が申請書を受理した日を始期とし、その日から六か月以内の日を終期とすること。ただし、申請書の提出が郵送その他特別の事情のため時日を要した場合には、当該事情の継続した期間についても公費負担を承認して差し支えないこと。

- (4) 患者票の記入要領については、次によること。

イ 「有効期間」欄には、公費負担の承認期間を記入すること。

ロ 「医療の種類」欄には、承認した医療の種類を記入すること。この記入にあたっては、3の(2)のイに準ずること。

なお、収容を承認した場合については8の(3)、検査及び処置その他の治療については9の(3)によること。

5 医療内容の変更等

- (1) 医療内容の変更

患者票の「医療の種類」欄に記入されたもの以外の医療が必要になったときは、収容の期間の変更の場合を除き、あらためて公費負担の申請を行なうべきものであること。

なお、この申請を行なう場合には、患者票を添付させるものとする。また、収容の期間の変更については、8の(4)によること。

- (2) 指定医療機関の変更

患者から指定医療機関を変更する旨の届出があったときは、患者票の「指定医療機関」欄を訂正すること。

- (3) 住所地の変更

患者が当該都道府県・政令市内の他の保健所の管轄区域に住所地を移したときは、指定医療機関等の協力を得てその事実をすみやかに握し、当該保健所と連絡をとって、公費負担事務の引き継ぎを行なうとともに、患者票の「患者住所」欄等を訂正すること。

- (4) 患者票の返納

公費負担の承認期間が満了したとき又は都道府県・政令市の区域外に患者が住所地を移したときは、すみやかに、患者票を保健所に返納させること。

6 削除

7 医療の範囲、基準及び診療報酬

- (1) 医療の範囲及び基準

医療の範囲及び基準については、結核予防法施行規則第二二条及び結核医療の基準(昭和六一年三月厚生省告示第二八号)に定めるところによるものであること。

なお、収容については8の(1)、検査及び処置その他の治療については9の(1)によること。

- (2) 診療報酬

診療報酬の算定については、法第三九条に定めるところによるものであること。同条第一項の規定により健康保険の診療報酬の例によるべき場合及び同条第二項の規定に基づく結核予防法第三九条第二項の規定による診療報酬(昭和五八年一月厚生省告示第三〇号)の規定により老人保健の診療報酬例によるべき場合には、次によること。

イ 健康保険の診療報酬の例によるべき場合

(イ) 指定医療機関が保険医療機関若しくは保険薬局又は療養取扱機関であるときの診療報酬は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三三年六月厚生省告示第一七七号。以下「健康保険の算定方法」という。)第一項本文及び第二項から第六項までの規定並びに健康保険法第四四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法(昭和三九年九月厚生省告示第一四八号)により算定する診療報酬の例によること。ただし、当該指定医療機関が保険医療機関又は療養取扱機関として健康保険の算定方法第一項ただし書の規定により都道府県知事に申し出た場合には、健康保険の算定方法第一項ただし書、第二項、第五項及び第六項の規定により算定する診療報酬の例によること。

(ロ) 指定医療機関が保険医療機関若しくは保険薬局又は療養取扱機関でないときの診療報酬は、健康保険の算定方法第一項本文及び第二項から第六項までの規定並びに健康保険法第四四条第一項に規定する療養についての費用の額の算定方法(昭和三九年

九月厚生省告示第一四八号)により算定する診療報酬の例によること。ただし、当該指定医療機関が健康保険の算定方法第一項ただし書の規定に準じ保健所長を経由して都道府県知事に申し出た場合には、健康保険の算定方法第一項ただし書、第二項、第五項及び第六項の規定により算定する診療報酬の例によること。

なお、この申し出があったときは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に通知すること。

□ 老人保健の診療報酬の例によるべき場合

(イ) 指定医療機関が老人保健法(昭和五十七年法律第八〇号)第二十五条第三項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)であるときの診療報酬は、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(昭和五十八年一月厚生省告示第一五号。以下「老人保健の算定基準」という。)に基づき、イの(イ)に準じた取扱いとすること。

(ロ) 指定医療機関が、保険医療機関等でないときの診療報酬は、老人保健の算定基準に基づき、イの(ロ)に準じた取扱いとすること。

8 病院診療所への収容

(1) 適応及び期間

イ 外科的療法(骨関節結核の装具療法を含み、結核性膿胸の穿刺及び排膿を除く。以下同じ。)の目的を達成するために病院又は診療所への収容を不可欠とする場合を適応とし、その期間は、次のとおりとすること。

(イ) 肺結核又は結核性膿胸の場合

術前において当該外科的療法を行なうために直接必要である諸検査を実施する期間(通例約一週間)及び術後において当該外科的療法がその主目的を達成し、かつ、毎月の結核菌検査の結果が三か月間連続して陰性となるまでの期間(通例約六か月間)

(ロ) その他の結核性疾患の場合((ハ)の場合を除く。)

術前において当該外科的療法を行なうために直接必要である諸検査を実施する期間(通例約一週間)及び術後において当該外科的療法がその主目的を達成するまでの期間(通例約六か月間)

(ハ) 骨関節結核の装具療法の場合

不良肢位の伸展又は矯正の療法後において当該療法がその主目的を達成するまでの期間(通例約六か月間)

(2) 診断書の記入要領

イ 外科的療法に伴い収容が必要であるときは、「医療の種類」欄に必要な収容の期間を記入するとともに、「手術予定(実施)年月日」欄に手術予定日(骨関節結核の装具療法の場合には、不良肢位の伸展又は矯正の療法の開始予定日)を記入すること。

ロ 外科的療法及びそれに伴う収容が承認された場合において、その公費負担の承認期間が満了した後なお引きつづき収容が必要であるときは、承認期間満了後の再申請のさいに診断書の「医療の種類」欄にその時以後必要な収容の期間を記入するとともに、「手術予定(実施)年月日」欄に手術実施日(骨関節結核の装具療法の場合には、不良肢位の伸展又は矯正の療法の開始日)を記入すること。

(3) 患者票の記入要領

イ 外科的療法に伴い必要な期間の収容を承認したときは、「医療の種類」欄に必要な期間を記入すること。

なお、その必要な期間が公費負担の承認期間をこえる場合には承認期間の範囲内の期間を記入するものであること。

ロ 外科的療法及びそれに伴う収容を承認した場合において、その公費負担の承認期間が満了した後なお引きつづき収容が必要である旨の再申請があり、これを承認したときは、患者票の「医療の種類」欄にその承認した期間を記入すること。

(4) 期間の変更

患者票に記入された収容の期間の延長が必要になったときは、変更の申請を行なうものとする。この変更の申請については、変更の申請書、変更を必要とする理由を記載した医師の意見書及び患者票の提出を求めること。変更の申請書の提出を受けたときは、保健所長は、必要があれば結核診査協議会に協議したうえ、その承認又は不承認を決定すること。変更を承認したときは患者票を訂正し、不承認のときはその旨を通知するとともに患者票を返付すること。

(5) 診療報酬の請求

イ 外科的療法を実施した月の前月の収容についての診療報酬を請求するときは、その診療報酬は、外科的療法を実施した月の診療報酬と一括して請求するものとする。

ロ 骨関節結核の装具療法以外の外科的療法に伴う収容についての診療報酬を請求するときは、明細書の「手術年月日」欄に手術実施年月日を記入すること。

ハ (1)のロのただし書により収容についての診療報酬を請求するときは、明細書の空欄に外科的療法の中止又は繰り下げの理由を記入すること。

9 検査及び処置その他の治療

(1) 検査の回数等

イ 検査の種類及び回数並びに処置その他の治療の種類等については、次によること。

(イ) 検査の種類及び回数については、結核医療の基準の第1の1に定めるところに従い、临床上化学療法又は多科的療法に必要な限度にとどめるものとする。

なお、この限度については、健康保険又は老人保健における取扱いと異なることのないようにすること。

(ロ) 処置その他の治療については、外科的療法の目的を達成するために処置その他の治療を不可欠とする場合を適応とし、その種類は、次のとおりとすること。

a 創傷処置

b リンゲル液、ロック液、生理食塩水、ぶどう糖液、果糖液又は血液代用剤の大量注射(血圧上昇剤、強心剤、止血剤、鎮痛鎮静剤又はビタミン剤を混合して行なうものを含む。)

c 輸血

d 麻酔

なお、処置その他の治療の回数及び量については、临床上外科的療法に必要な限度にとどめるものとし、この限度については、健康保険又は老人保健における取扱いと異なることのないようにすること。

ロ 化学療法又は外科的療法の実施が中止され又は繰り下げ(若しくは繰り上げ)られたときの取扱いは、8の(1)の(ロ)に準ずること。

(2) 診断書の記入要領

検査及び処置その他の治療は、化学療法又は外科的療法に伴い当然に必要なものであるので、検査又は処置その他の治療が必要な場合であっても、「医療の種類」欄には化学療法又は外科的療法のみを記入すれば足りること。

(3) 患者票の記入要領

化学療法又は外科的療法を承認したときは、「医療の種類」欄のEを○でかこむこと。

(4) 診療報酬の請求

診療報酬の請求については、8の(5)に準ずること。

(5) 診療報酬の算定

イ エックス線直接撮影について造影剤を使用して行なう場合には、その造影剤の注入料も認められること。

ロ 結核菌検査については被検体の採取料も認められること。

10 療養費の支給

(1) 一般医療費

イ 緊急その他やむをえない理由により、法第三四条の申請をしないで、指定医療機関で医療を受けた場合には、申請することができるようになり次第すみやかに法第四条の申請を行なうよう指導すること。

なお、申請後も医療を継続する必要があるときは、同時に法第三四条の申請を行なうよう指導すること。この場合には、診断書及びエックス線写真は、法第四条の申請との重複を避けることとし、また、医療開始後申請日までの期間が短いときは、法第三四条の公費負担の承認を医療開始の日まで遡及して行なうこととして、事務の簡素化を図ること。

ロ 緊急その他やむをえない理由により、指定医療機関以外の医療機関で医療を受けた場合において、療養費の支給の申請があったときは、転医することができるようになり次第すみやかに指定医療機関で医療を受けるよう指導すること。

ハ 療養費の支給の申請については、申請者に次に掲げるものの提出を求めること。

(イ) 申請書

(ロ) 診断書

診断書の「医療の種類」欄には、行なった医療の内容を記入すること。

(ハ) エックス線写真

(ニ) 当該医療に要した費用を証明する書類(診療報酬明細書に準ずるもの)

二 保健所長は、申請書を受理したときは、結核診査協議会に諮問したうえ、療養費支給の必要の有無及び支払うべき療養費の額について審査し、その審査結果の意見書を添えて、申請書及びその添付書類等を都道府県知事・政令市市長に提出すること。

ホ 都道府県知事・政令市市長は、申請書等について必要な審査を行なったうえ、療養費支給の承認又は不承認及び支払うべき療養費の額を決定し、その結果を申請者に通知するとともに、承認したときは、療養費を支給すること。

(2) 治療材料費

骨関節結核の装具療法に要する装具については、次によること。

なお、輸血に要する生血についても、この取扱いに準ずること。

イ 骨関節結核の装具療法を承認された患者は、指定医療機関の指導のもとに必要な装具

を装具の製造業者又は販売業者から直接購入すること。

ロ 当該装具の購入に要した費用については、療養費支給の申請手続によること。ただし、この申請については、申請書及び当該装具の購入に要した費用を証明する書類のみの提出を求めることとし、また、申請書に緊急その他やむをえない理由を記入する必要はないこと。

ハ 都道府県知事・政令市市長は、申請書を受理したときは、必要な審査を行なったうえ、療養費を支給すること。

なお、この場合、結核診査協議会に諮問する必要はないこと。

ニ 療養費の支給は直接申請者に対して支払うのを原則とするが、管内における業者の団体とあらかじめ、次のような方法による旨の協定を締結するなど、支給手続の事務の簡素化を図っても差し支えないこと。

(イ) 業者が申請者から療養費の支払受領についての委任状を受け、申請者及び当該装具の購入に要した費用を証明する書類とともにこれを提出し、療養費の支払を受けるものとする。

(ロ) (イ)の療養費の支払があるまで、業者は患者に対する請求を行なわないこととし、かつ、療養費の支払があったときは、患者から支払があったものとして取扱うこと。

ホ 療養費支給の対象とすることができる装具は、身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準(昭和四八年六月一六日厚生省告示第一七一号)の別表1の(2)装具の項及び児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準(昭和四八年六月二八日厚生省告示第一八七号)の別表1の(2)装具の項(以下「装具に関する告示別表中装具の項」という。)に掲げるもののうち、結核医療の基準第4に定める骨関節結核の装具療法に必要なものとする。

当該装具に要した費用につき支払うべき療養費の額は、装具に関する告示別表中装具の項に掲げる額(ただし、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法第三四条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設から購入する装具に関する費用の額は一〇〇分の九五とすること。)の二分の一を標準として都道府県知事、政令市市長が定める額とすること。

第二 命令入所

1 一般的事項

(1) 入所命令は個人の自由を制限するものであるから、法律上は都道府県知事・政令市市長の権限となっているが、患者の状況は保健所が最もよくは握しうるものであり、しかも、命令の決定は迅速に行なうことを必要とする場合が多いことにかんがみ、実施にあたっては原則として保健所長をしてその決定を代決させるようにすること。

また、その他の入所命令及び医療費公費負担に関する事務については、原則として、保健所において行なうこととして、その処理の迅速化を図ること。

(2) 都道府県知事・政令市市長は、命令入所の実施に関し各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

(3) 命令入所の実施にさいしては、入所について患者又はその保護者をできるだけ説得し、その円滑な運用を期すること。

(4) 患者が現に通院又は在宅で治療を受けている場合においては、主治医の自主性を尊重し、これと緊密な連携を保つようつとめ、命令入所制度の円滑な実施を図るよう配慮すること。

2 入所命令権者等

入所命令は、結核患者が、当該患者と同一の住居に居住する者に結核を伝染させるおそれがある場合にこれを行なうことができるものであるが、この命令権者は、当該住居を管轄する都道府県知事・政令市市長であること。

なお、この場合当該患者の住所がいずれの都道府県・政令市の管轄区域に属するかは問わないものであること。

また、当該患者に対する公費負担も、当該住居を管轄する都道府県・政令市がこれを行なうこと。

3 入所命令の決定

(1) 保健所長は、定期及び定期外健康診断、管理検診並びに家庭訪問指導等の結果から、入所命令の対象とすべき患者を発見するようつとめること。また、指定医療機関に対しては、入所命令の対象として適当な患者があるときは保健所に連絡するよう依頼するなどその協力を求めること。

(2) 保健所長は、入所命令の対象として適当と認める患者があるときは、当該患者に対する入所命令の要否につき結核診査協議会に諮問の手続をとること。

(3) 諮問にあたっては、次に掲げるものを結核診査協議会に提出すること。なお、診断書及びエックス線写真は、保健所又は適当な医療機関において作成、撮影したものをを用いること。

イ 診断書(様式第1号)

ロ エックス線写真

エックス線写真は、結核診査協議会の開催日前三か月以内に撮影された直接撮影写真とし、必要があれば断層撮影等の特殊撮影写真又は開催日より三か月以上前に撮影された直接撮影写真等を添付すること。

ハ 結核登録票

結核登録票により、患者の病状及び治療の経過、生活環境、同居者の状況等を参照すること。

(4) 結核診査協議会は、諮問に応じ、入所命令の要否を診査し、その結果を答申すること。

(5) 入所命令は、おおむね六か月以内の期間を定めて行なうものとする。

(6) 入所命令の決定があったときは、直ちに、入所命令書(様式第4号)を当該患者又はその保護者に交付すること。

4 医療費公費負担の申請

(1) 医療費公費負担の申請については、申請者に次に掲げるものの提出を求めること。ただし、診断書及びエックス線写真については、すでに入所命令の要否の診査のために、当該患者の入所先の指定医療機関の作成、撮影したものの提出を受けている場合には、あらためてこれを提出させる必要はないこと。

イ 申請書及び診断書(様式第1号)

ロ エックス線写真

ハ 当該患者の自己負担額を認定するために必要な書類

(2) 診断書の記入要領については、様式第1号の記入上の注意によるほか、次によること。

イ 結核医療については、「医療の種類」欄に記載されている医療のうち該当するものがあるときはその頭数字を○でかこむほか、化学療法については抗結核薬の使用剤数を記入し、該当の薬品名を○でかこみ、その他の療法についてはその種類を記入すること。

なお、「収容」欄は記入する必要がないこと。

ロ 「入院年月日」欄は、患者がすでに入院している場合にはその実際に入院した年月日を、また、まだ入院していない場合にはその入院予定年月日を記入すること。

5 医療費公費負担の決定

(1) 自己負担額の認定については、別に定められたところによること。

(2) 公費負担は、保健所が申請書を受理した日に遡って決定することを原則とするが、それ以前にすでに命令により入所した者については入所した日に遡って決定することとし、その終期は、入所命令の期間の満了日とすること。

なお、患者票の「有効期間」欄には、この公費負担の期間を記入すること。

(3) 保健所長は、公費負担の決定を行なったときは、すみやかに、患者票(様式第5号)を申請者に交付すること。

なお、患者票は、申請者及び指定医療機関の同意を得たときは、入所先の指定医療機関に直接送付しても差し支えないこと。

6 入所継続の命令等

(1) 入所継続の命令

保健所長は、入所命令の期間の満了に先だって、3の(2)～(4)に準じ、引きつづいて入所命令を行なうことの要否を判定すること。

入所命令を必要とすると判定したときは、3の(5)及び(6)に準じ、入所命令の決定を行なうこと。また、入所命令を必要としないと判定したときは、入所命令の期間が満了した旨を患者又はその保護者に通知すること。

(2) 入所命令の解除等

保健所長は、入所命令の期間中においても、患者の病状が入所命令の決定時に予測されたよりも早く回復した場合又は住居、同居者等生活環境上の諸条件に変更があった場合は、3の(2)～(4)に準じ、入所命令の解除(又は期間の短縮)の要否を判定するものとする。なお、このためには、患者の病状及び生活環境等のは握につとめること。

入所命令の解除又は期間の短縮を必要とすると判定したときは、直ちに、その旨及びその理由を文書により患者又はその保護者に通知すること。

(3) 指定医療機関の変更

患者から指定医療機関を変更する旨の届出があつたときは、患者票の「指定医療機関」欄を訂正すること。

(4) 患者票の返納

公費負担の期間が満了したとき又は入所命令の解除等によって公費負担の効力が消滅したときは、すみやかに、患者票を保健所に返納させること。

7 削除

8 医療の範囲、診療方針及び診療報酬

(1) 医療の範囲

医療の範囲については、法第三十五条第一項の定めるところによるものであること。

なお、結核医療以外の医療については、その医療が患者にとって緊急に必要であり、命令入所期間中に受療しない場合には、結核回復に悪影響があることが明らかな場合に限り公費負担の対象とすること。

(2) 診療方針

診療方針は、結核予防法指定医療機関医療担当規程(昭和二六年一〇月厚生省告示第二二三号)の規定により、結核医療の基準によるほか、健康保険又は老人保健の診療方針の例によるものであること。

(3) 診療報酬

診療報酬の算定については、第一の7の(2)によること。

9 療養費の支給

(1) 一般医療費

一般医療費についての療養費の支給の申請等については、第一の10の(1)に準ずること。ただし、この場合の申請については、当該患者の自己負担額を認定するために必要な書類の提出をも求めること。

なお、指定医療機関以外の医療機関から歯科診療を受けた場合には、その診療報酬については、療養費支給の申請手続によるものであること。ただし、この申請については、申請書及び当該医療に要した費用を証明する書類のみの提出を求めることとし、また、結核診査協議会に諮問する必要はないこと。

(2) 治療材料費

イ 骨関節結核の装具療法に要する装具については、第一の10の(2)に準ずること。ただし、装具に要した費用につき支払うべき療養費の額は、装具に関する告示別表中装具の項に掲げる額を標準として都道府県知事・政令市市長が定める額とすること。

ロ 輸血に要する生血その他の治療材料(医療機関が直接支給するものを除く。)については、イに準ずること。

10 看護及び移送

(1) 入所命令を受けた患者が看護又は移送を受けようとするときは、原則として事前に、公費負担の申請を行なうものとする。ただし、緊急その他やむをえない理由により事前に申請をしないで看護又は移送を受けたときは、事後に療養費の支給の申請を行なうものとする。

(2) 公費負担の申請については、申請書及び医師の意見書の提出を求め、療養費支給の申請については、申請書、医師の意見書及び当該看護又は移送に要した費用を証明する書類の提出を求めること。

(3) 都道府県知事・政令市市長は、申請を受けたときは、必要な審査を行なったうえ、公費負担又は療養費支給の承認又は不承認を決定し、その結果を申請者に通知すること。

(4) 看護又は移送につき公費負担を承認したときは、申請者及び看護又は移送の担当者と協議のうえ、費用負担の方法を決定すること。この方法としては、次のいずれによっても差し支えないこと。

イ 看護の担当者の団体等と、あらかじめ協定を締結したうえ、患者票に準じ看護券等を申請者に交付し、これを担当者に提示して看護等を受け、その費用は担当者が事後に都道府県・政令市に請求する方法

ロ 申請者が費用を担当者に支払って看護等を受けることとし、その費用は申請者が事後に都道府県・政令市に請求する方法

(5) 看護の承認の要件及び承認期間並びに看護料につき支払うべき費用の額等については、健康保険における取扱いに準ずること。

(6) 移送については、入院、転院又は退院に伴い最小限必要な移送に限り承認するものとする。

移送費につき支払うべき費用の額は、最小限度の実費の額とすること(付添又は供血を必要とする真にやむをえない事情があるときは、付添人又は供血者の交通費を含み、また、弁当代又は付添人の日当等を必要とするときは、これらを含む。)

第三 関係機関等

1 結核診査協議会

(1) 結核診査協議会に関する条例を制定するにあたっては、別紙の条例案を参考とすること。

(2) 腎結核及び骨関節結核に関する法第三四条の申請の診査については、結核診査協議会において必要と認めるときは、適宜専門家の意見を参考として差し支えないこと。

(3) 結核医療事業の連絡調整機関として都道府県・指定都市単位に結核医療事業運営協議会を設け、短期化学療法等の医療の普及の促進並びに入所命令等の取扱いの円滑かつ適正な実施につとめること。

なお、この協議会には指定都市以外の政令市も参加させること。

2 指定医療機関の指導

都道府県知事・政令市市長は、指定医療機関に対する講習会等を実施して公費負担及び命令入所についてその趣旨及び事務手続等を周知徹底させるとともに医療の適正化につとめること。

なお、指定医療機関の指導にあたっては、適宜結核診査協議会の意見を参考として差し支えないこと。

3 手続書類等

(1) 申請書及び診断書の用紙並びに明細書の用紙は、都道府県・政令市の負担において作成し、申請及び請求の手続に関する注意書を添えて、あらかじめ適当な部数を指定医療機関に配布しておくこと。

なお、請求書の用紙は、指定医療機関の負担において作成するものとする。

(2) 患者票、不承認の通知書及び入所命令書の用紙は、都道府県・政令市の負担において作成し、あらかじめ適当な部数を保健所に配布しておくこと。

(3) 医療機関から提出されたエックス線写真の取扱いについては、汚染又は毀損することのないよう格段の注意を払うこと。

4 記録の整備

都道府県・政令市及び保健所は、公費負担及び命令入所事務に関し必要な記録を整備すること。



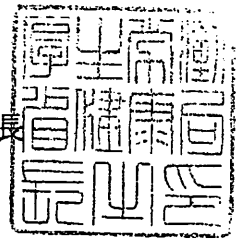
健発第0331033号

基発第0331001号

平成17年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



労働基準局長

通知の廃止について

「労働基準法が適用される事業における結核予防法の施行について」（昭和26年7月18日付け衛発第550号厚生省公衆衛生・労働省労働基準局長連名通知）については、平成17年3月31日限り廃止するので、御了知願いたい。



第七 他法との関係

(1) 労働基準法が適用される事業における結核予防法の施行について(抄)

昭和二十六年七月十七日 衛発第五百五十号
各都道府県知事あて厚生省公衆衛生・労働省
労働基準局長連名通知

このたび、結核予防法が新たに施行されたが、この法律は、国民のすべてを対象とするものであり、従つて、労働基準法が適用される事業に使用される労働者も含まれることになるが、労働基準法においても、使用者が労働者の健康保持に関し、必要な措置を講ずべきことが定められているので、左記に留意の上、都道府県と都道府県労働基準局とは互に協力して、事業場における両法の施行に遺憾なきを期せられたい。

記

一 労働基準法による定期の健康診断(結核に関しては、昭和二十六年七月一七日基発第五一九号に定めるところによる。)を行つた場合、その健康診断は、結核予防法に定める技術的基準に適合するものであるから、同法による定期の健康診断を行つたものとみなされること。但し、この場合、使用者は、労働安全衛生規則第二二条による報告のほか、結核予防法施行規則第七条による報告を、保健所長を経由して、都道府県知事あて行わなければならない

いこと。

なお、労働基準監督署長は、使用者をして、健康診断実施の際に、結核予防法による予防接種を併せて実施させるよう指導すること。

二 (略)

三 中小事業又は事務所については、保健所と監督署とは、互に密接な連絡をとり、その把握及び健康診断並びに予防接種の実施について相互に援助し、必要があれば、業態別又は地域別にとりまとめ、保健所の出張検診を利用させるなど、使用者が健康診断を容易に実施し得るような方法を講ずること。

なお、都道府県知事は、右によつても健康診断を実施しないものについては、結核予防法第六五条による代執行の方法によつてさしつかえないこと。

四 結核予防法第八条及び第九条の「健康診断の内容を証明する文書」については、労働安全衛生規則第五二条及び第五三条に定めるものの写でさしつかえないこと。

五 結核予防法第一〇条の「健康診断に関する記録」については、同法施行規則第六条第二項により、労働安全衛生規則第五三条に定める健康診断個人表で差し支えないこと。

なお、結核予防法では、同法施行規則第六条第一項により保存期間は五年間であり、又右の健康診断個人表の外に、結核予防法第一九条の「ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録」については、同法施行規則第一一条による結核予防接種個人票を作成して保存しなければならないこと。

六 結核予防法第二八条の従業禁止を行う業務の対象は、同法施行規則第一八条に定められているが、労働基準法の適用を受ける労働者については、同法第五一条及び第五二条第三項により、就業の禁止又は制限が行われることになっているので、結核予防法の従業禁止の対象となる業務に従事している者であつても、その者が労働基準法の適用を受ける労働者である場合は、都道府県知事は、都道府県労働基準局長と協議して、まず労働基準法による就業の禁止又は制限の措置をとることとし、同法による右の措置を以つては結核予防法の目的達成上適当でないときに初めて結核予防法による従業禁止をすること。

なお、結核予防法による従業禁止は、同法施行規則第一八条に掲げられる業務に限られるべきものであつて、同条第六項の「等」は、指圧療法その他の療術行為者をさすものであること。

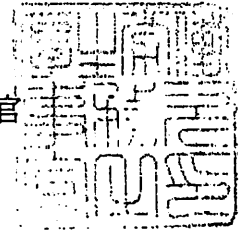
七 (略)



厚生労働省発健第0331029号
平成17年3月31日

各
都道府県知事
政令市市長
特別区区長
殿

厚生労働事務次官



通知の廃止について

下記の厚生事務次官通知については、廃止するので、御了知願いたい。

記

平成6年8月25日付け厚生省発健医第213号



(34) 予防接種法及び結核予防法の一部を改正
する法律等の施行について（抄）

（平成六年八月二十五日 発健医第二百十三号
各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚
生事務次官通知）

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律は、平成六年六月二十九日法律第五一号をもって公布され、本年一〇月一日に施行されることとなっている。また、予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令が平成六年八月一七日政令第二六六号をもって、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令が平成六年八月一七日厚生省令第五一号をもってそれぞれ公布され、いずれも本年一〇月一日に施行される運びとなった。今回の改正の趣旨及び要点は、左記のとおりであるので、十分留意の上、運用に当たっては遺憾なきを期されたく通知する。

記

第一 改正の趣旨

最近における伝染病の発生状況、医学医術の進歩、生活環境の改善、予防接種に関する国民の意識の変化など予防接種を取り巻く環境が大きく変化してきており、こうした諸環境の中で、極めて稀ではあるが健康被害が発生する予防接種について高い接種率を維持していくためには、国民の理解を得られる制度としていくことが必要であること。今回の改正は、こうした状況を踏まえ、予防接種の対象疾病、実施方法を改めるとともに、予防接種による健康被害についての救済措置の充実等を図るものであること。

第二 （略）

第三 結核予防法の改正の要点

1 定期の予防接種

予防接種法と同様の趣旨から、結核に係る予防接種（以下「BCG」という。）について義務づけを努力義務にするとともに、BCGを行う必要があるかを判断するために行われるツベルクリン反応検査について、受診義務のかかる定期の健康診断からはずし、新たに定期の予防接種の項に位置づけることとしたこと。

2 予防接種を行ってはならない者

予防接種法と同様の趣旨から、事業者、学校及び施設の長並びに市町村長並びに都道府県知事が定期及び定期外の予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について健康状態を調べることとともに、当該予防接種を受けることが適当でない者に該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならないことを法律上明らかにしたこと。

3 ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける責務

予防接種法と同様の趣旨から、定期の予防接種に係るツベルクリン反応検査の対象者及び定期外の健康診断において都道府県知事によりツベルクリン反応検査の対象者として指定された

者は、ツベルクリン反応検査又は予防接種を受けるよう努めなければならないこととしたこと。

4 予防接種による健康被害の救済措置

予防接種法と同様の趣旨から、国は、障害児養育年金等の支給に係る者で居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図るものとする。

第四 その他

予防接種の実施に当たっては、市町村長及び都道府県知事は、当該地域の医師会と密接な連携の下に実施計画を策定するとともに、予防接種を行う医師の十分な協力が得られるよう配慮し、その円滑な実施に努められたいこと。

天

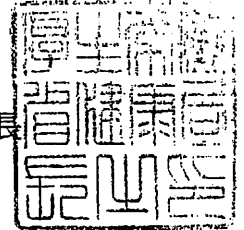


健発第0331028号

平成17年3月31日

各
都道府県知事
政令市市長
特別区区長
殿

厚生労働省健康局長



通知の廃止について

下記の通知については、平成17年3月31日限り廃止するので、御了知願
いたい。

記

昭和27年1月31日付け衛発第88号、昭和36年12月13日付け衛発
第984号、平成6年8月25日付け健医発第961号、平成7年4月1日付
け健医発第496号、平成7年12月26日付け健医発第1535号、平成7
年12月26日付け健医発第1536号及び平成11年2月23日付け健医発
第224号



○結核予防法第三十九条第二項の規定により厚生大臣の定める診療報酬に関する件

(昭和二十七年一月三十一日)

(衛発第八八号)

(各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省公衆衛生局長通知)

標記の件については、昭和二十六年十二月二十五日厚生省告示第二百九十三号「結核予防法第三十九条第一項に規定する診療報酬の例によることができないとき等の診療報酬」が告示されたので、その運用にあたっては左記事項に留意の上、指定医療機関に対してこれが熟知徹底を図られ、遺憾のないようお取り計らい願いたい。

なお、十月一日以降現在までの診療報酬の算定及び支払は、さきの告示案に基いて行つておられるものとするが、この告示は十月一日に遡つて適用されるので、この告示の規定に基き、すみやかにこれが精算を行うようお願いする。

記

告示第一項について＝

結核予防法(以下「法」という。)第三十四条又は第三十五条の規定により公費負担の対象となつた医療の一部のみが国民健康保険の保険給付として認められているとき、例えばストレプトマイシン四〇瓦を投与する場合において、そのうち三〇瓦のみが国民健康保険の保険給付として認められているときは、認められている部分即ち当該三〇瓦については、国民健康保険の例により、認められていない部分即ち残部の一〇瓦については、健康保険の例により算定すべきものであること。

告示第二項について＝

国民健康保険によつては、人頭請負式又は件数計算式等定額点数式によらない算定

告示第五項について＝

国の開設する病院及び診療所は、診療報酬を統一的に取り扱うことが必要であるので、すべて健康保険の例によるべきものとしたこと。

告示第六項について＝

国立療養所、保健所等の指定医療機関は、一般の指定医療機関に比較して低額な診療報酬によつて医療を担当することが予定されるが、指定権者と開設者との間に診療報酬の割引についての協定をなしたときは、その額によるべきものであること。

第四 登録に関する事項

(1) 結核予防法による登録及び管理検診実施要領について

(昭和三十六年十一月十三日 衛發第九百八十四号
各都道府県知事 政令市長あて 厚生省公衆衛生局長通知)

結核予防法の一部を改正する法律（昭和三十六年五月二十六日法律第九四号）の施行については、本年九月一日厚生省発衛第三一〇号厚生事務次官通達により通達されているところであるが、この法律の施行に伴い、結核予防法による登録及び管理検診実施要領を別添のとおり定めたので、登録及び管理検診の実施にあつては、この実施要領によることとされたい。

結核予防法による登録及び管理検診実施要領

第一 登録

結核予防法（以下「法」という。）第二四条の規定により、保健所長は、結核患者及び結核予防法施行規則（以下「規則」という。）第一四条の二に規定する結核回復者（以下「患者等」という。）に関する事項を結核登録票に記録することとされているが、この登録は、結核患者及びその家族等に対する受療勧奨その他の指導及び感染防止の措置等結核対策を実施するうえの基礎となるものであるので、この実施要領に準拠して登録票の記録等に万全を期すること。

(1) 結核予防法による登録及び管理検診実施要領について

一 登録の対象者

(1) 保健所長は、結核患者について法第二二条の規定による届出又は通報を受けたときにその者の登録を開始し、その者が次のイハに該当する期間その者の登録を継続するものであること。

イ 結核患者（結核医療を必要とすると認められる者）
ロ 結核医療を必要としないと認められてから三年以内の者
ハ 結核医療を必要としないと認められてから三年をこえた者のうち、結核再発のおそれが著しいと認められる者

(2) 登録は、その者の住所（住所がないか、又は明らかでない者については、その居所とする。以下同じ。）を管轄する保健所長が行うこと。なお、その者が住所のほかに居所を有する場合にはその居所を管轄する保健所長も登録を行うものとし、相互に必要事項を通報すること。

二 登録患者等に関する情報入手の方法

- ① 保健所長は、登録患者等について
- ② 法第二二条の規定による新届出
- ③ 法第二三条の規定による入退院届出
- ④ 医療費公費負担申請書類
- ⑤ 主治医との連絡
- ⑥ 患者等の家庭訪問又は面接
- ⑦ 保健所クリニックにおける検診
- ⑧ 定期及び定期外の健康診断

- ⑧ 法第二十四条の二の規定による登録患者等に対する精密検査（以下「管理検診」という。）
- ⑨ 人口動態調査の死亡票

- ⑩ 登録患者等が転出した場合市町村役場に出される転出届等によつて、その状況のは握に努め、登録票の記録その他の登録業務に遺憾なきを期すること。

三 結核登録票の様式及びその保管箱

- (1) 結核登録票は、様式第一号による垂直に立てて保管できるビジュアルカードとすること。ただし、すでに水平式ビジュアルカード、ホールソートカード等を用いている場合は、引きつづきそれらを使用して差し支えないが、記録内容は様式第一号の内容を含むものであること。

- (2) 結核登録票はそれぞれの形に応じ適切な保管箱に保管すること。

四 結核登録票の記入要領

- (1) 様式第一号による登録票の記入は、できるだけ簡明に行うものとし、その記入要領は次の図に示す各欄についてそれぞれ次によること。なお、記号は、様式第一号の「記載上の記号」欄に示した記号以外は使用しないことが望ましいこと。

a 欄 医師からの届出に基づいて記入する。

- b 欄 登録後の初回の家庭訪問において調査した事項に基づいて記入する。「既往症」の欄は、病名、期間、すでに実施した治療法等をできるだけ詳細に記入する。

c 欄 登録時の病状、治療状況等を記入する。「資料区分」、「医療費区分」、「病状経過」及び「指導区分」欄は「記載上の記号」欄に示したところに従い記号により記入する。「診断名」欄は、活動性分類の記号を記入するほか病型は日本結核病学会分類の記号により記入する。「治療状況」欄は、治療状況を記入するほか、公費負担申請患者については承認医療の内容、期間を朱書する。「就労状況」欄は、実際の就労状況を「指導区分」欄と同様の記号により記入する。

d 欄 登録後の病状経過、治療状況等につき情報を得たそのつど

c 欄と同様の要領により記入する。

また、従業禁止、命令入所の患者については、以後の本欄は朱線をもつて区別し、日本結核病学会病型分類、菌所見（塗抹、培養）診断書記載の医療内容、命令入所番号、命令入所の期間、患者票番号、所得税額、自己負担額、医療機関名及び所在地を正確に記入し、必要があれば、h 欄を活用すること。

e 欄 登録時の活動性分類を記入すること。

f 欄 住居その他生活環境、家庭状況等に関する事項を記入する。

g 欄 家族、同居者に関する事項を記入する。登録患者本人についても記入し、その氏名を朱書でかむ。本人以外にも登録されている者がある場合は、その者の氏名の下に朱線を引く。

h 欄 d 欄及び g 欄が不足する場合には、この欄を利用するほか患者の略図を記入する等備考欄として活用する。

- (1) 結核予防法による登録及び管理検診実施要領について

i 欄 保健婦等の訪問の年月日及び訪問者名を記入する。

(2) 活動性分類

i 活動性分類は、治療の要否及び診断の時期からの経過期間に基づいて「活動性」、「不活動性」及び「活動性不明」のいずれかに区分する。なお、「初感染結核」及び「非定型抗酸菌陽性」は、別に扱う。

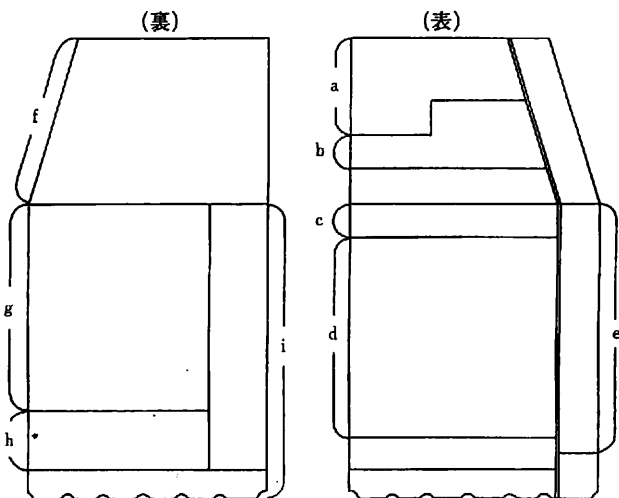
ロ 登録時の活動性分類は、登録時の結核症の主なり患臓器、菌所見、治療の既往等を勘案し、次のいずれかに区分する。この区分は、登録後六カ月以内は新たに入手した菌所見により変更するが、それ以降は変更しない。

- (イ) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- (ロ) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- (ハ) 肺結核活動性・その他の結核菌陽性
- (ニ) 肺結核活動性・菌陰性・不明
- (ホ) 肺外結核活動性
- (ヘ) 初感染結核（別掲）
- (ト) 非定型抗酸菌陽性（別掲）

五 登録に必要なその他のカード、帳簿類

- (1) 登録患者等索引カード（様式第二号）
- イ 登録患者等全員について作成し、五十音順に整理しておくものであり、既登録か否かを調べるのに用いるものであること。

ロ 登録を除外した場合は、索引カードにその年月日等を記録



- し、登録票保存期間である二年間はそのままにしておくこと。
- (2) 登録に必要なその他のカード、帳簿類については、必要最小限のものにとどめるとし、事務の円滑化、簡素化をはかること。

六 結核登録票の記録等

登録の開始及び登録票の記載等については、おおむね次によること。

- (1) 届出の受理及び登録の開始
- イ 法第二二条の規定による医師からの届出を受理したときは、届出票に受付年月日及び受付番号を記入すること。
- ロ 管外患者の場合には、届出票の写しを作成するとともに、届出票は、「移送分」と記入のうえ該当保健所あてに送付すること。また、管内患者の場合には、氏名を索引カードで照合し登録の有無を確かめること。
- ハ 既登録患者の場合には、その登録番号を届出票に朱書するとともに、登録票に届出の内容を記入すること。また、未登録患者の場合には、①届出票に登録番号を記入し、②当該患者の登録票を設けてこれに届出の内容を記入し、③登録患者等索引カードを作成すること。
- (2) 情報入手による登録票の記録
- イ 医師からの届出の際その内容を a 及び c 欄に記入すること。

チ 毎月一回、人口動態調査の死亡票と登録患者等索引カードを照合し、登録患者等のうちから死亡者を発見したときは、死亡年月日及び病名を記入すること。

七 結核登録票の保存

- 登録患者等が次に該当するにいたつたときは、その者の登録票を別に保管し、その後なお二年間これを保存すること。
- (1) 死亡したとき
- (2) 一の1のロ及びハに該当する者にあつては、その期間を経過したとき
- (3) 非結核性疾患の者が誤つて結核患者として登録された場合であつて、その誤りが判明したとき

八 結核登録票の移管

結核患者等が管轄区域外に住所又は居所を移した場合であつてその住所又は居所が判明しているときには、その新住所又は居所を管轄する保健所長にその旨を通報するとともに、その者の登録票を送付すること。ただし、その者の居所又は住所がなお管轄区域内にあるときは、登録票の写しを送付すること。

九 その他

- (1) 登録票は、関係各係が常時利用しうるよう適切な保管場所を定め保管責任者を別に定めること。
- (2) 登録患者等の管理責任者は、保健所の担当医師をあて、常に管理の運営に留意し、新たな情報の入手により、登録票の記入が行われた場合には、そのつと点検し登録患者等の指導に関し
- (1) 結核予防法による登録及び管理検査実施要領について

ロ 公費負担の申請があつたときは、申請書、診断書およびエックス線写真に基づき病状経過、病型、受療状況、医療費区分等を記入し、また、公費負担が承認されたときは、その承認医療の内容、期間等を記入すること。

ハ 入退院届特に退院届けの場合には、その内容を記入すること。

二 保健婦が家庭訪問又は面接を行つたときは、その訪問記録に基づき病状、受療状況、生活環境、家庭状況、家族の状況等を記入するとともに訪問年月日等を記入すること。

なお、市町村及び国民健康保険の保健婦と密接な連絡いをはかり、その訪問記録のうち登録票に記入すべき事項の情報が得られるよう取り計らうこと。

ホ 主治医の管理下にある登録患者等については、文書又は口頭により主治医と連絡をとり、得られた情報を記入すること。

なお、主治医との連絡については、定期的に保健所長が医師を訪問し又は文書により情報の提供を依頼する等の方法をとること。

ヘ 登録患者等が、健康診断を受け又は保健所クリニックで検診を受けたときは、病状を正確には握するとともに、その他の情報をも得るよう努め、その結果を記入すること。

ト 登録患者等を実施する管理検査は十分に活用し、その結果得られた病状等を確実に把握し、その結果を記入すること。

適切な指示を与えること。

- (3) 保健所長は、管内登録患者等の現状を把握するため、年末に登録票全部を点検するとともに、必要に応じて適切な統計表を作成し、管内の結核予防事業実施の資とすること。

第二 管理検査

法第二四条の二の規定による管理検査は、登録患者等に対して必要に応じ、保健所長が精密検査を行い、その病状の経過を適確には握して、登録患者等の管理、入所命令等の結核予防の施策の資とすることを目的とするものであるから、この実施要領に準拠して、その実施に努めること。

一 対象者

管理検査の対象者は、登録患者等のうち、現に医療を受けていないものその他その医学的状況を適確には握する必要があると保健所長が認めたものとする。

二 実施方法

- (1) 受診券の交付及び受診
- 管理検査の実施にあつては、対象者を確認のうえ、家庭訪問又は郵送により受診券を交付すること。受診券の交付を受けた者は、保健所又は(5)により管理検査の実施を委託した医療機関(以下「委託医療機関」という。)に受診券を提示し、受診するものとする。なお、受診券には、対象者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに受診券の有効期限等を記入すること。委託医療機関が管理検査受診者について必要検査項目全部

を実施できなかったときは、実施できなかった検査項目及びそれを実施できる医療機関等を指定した受診券を再交付して当該受診者に必要な検査がすべて完了するよう指導すること。

(2) 管理検診の内容

管理検診は、エックス線検査、結核菌検査、赤血球沈降速度検査等のうち、病状は握に必要な検査を行うものとする。

(3) 事後の措置

検診結果が判明したときは、すみやかにこれを結核登録票に記録するとともに、医療を必要とする場合は、医療機関と連絡を密にして法その他による受療の方法を指導して、受領の徹底をはかり、要観察の場合は適切な指導を行うこと。

(4) 記録及び報告

管理検診を実施した場合は、少なくとも次の事項を記録しておくこと。なお、委託医療機関において検診を実施したときは、受診券の裏面等にこれらの事項を記入し、必要があればエックス線写真を添付して一カ月毎にまとめ、翌月の一〇日までに受診券を交付した保健所に提出するものとする。

イ エックス線検査を行ったときは、その実施年月日並びに活動性分類、学会分類等による病型及び病状

ロ 結核菌検査、赤血球沈降速度検査を行ったときは、その実施年月日及びその結果

ハ 聴打診等その他の所見

ニ 指導区分（昭和三〇年八月一七日衛発第五〇二号により通

知した健康診断に関するものに準ずる。）及び指導事項
ホ 結核患者であるときは病名
ヘ 委託医療機関に実施を委託したときは、その医療機関の名称及び所在地

(5) 委託医療機関

イ 都道府県知事、政令市市長は、登録患者等の受診を便ならしめ、本事業の能率化をはかるため、法第三六条の規定による指定医療機関のうち、精密検査設備（結核菌培養検査設備を除く。）を有するものについてできるだけ管理検診の実施を委託すること。

ロ 管理検診の実施の委託にあつては、個々に契約を結ぶものとし、その報酬については別に示される基準の範囲内で契約すること。

ハ 報酬請求書は、受診券を保健所に提出する際にあわせて提出するものとし、保健所長は、その内容を審査したうえ支払うものとする。

(6) 管理検診と定期、定期外検診との関係

管理検診の対象者（登録患者等）は原則として管理検診において病状は握がなされなければならないこと。なお、これら対象者は定期、定期外検診の対象者ともなりうるもので、これらの事業との連絡を密にし、過度な重複がないように留意すること。

様式第一号 結核登録票（表）

世帯番号	登録年月日	年月日	生年月日	明大昭 (年月日)	性別	1 男	2 女	登録番号	性五音	患者氏名
患者の住所	患者の職業	勤務先又は学校名	世帯主の氏名	世帯主の職業	患者の続柄					
発見方法	健康診断 (1) 当校検診 (2) その他 (3) 家族検診 (4) 住民検診 (5) その他 (6) 受診 (7) 医療機関 (8) その他	既往症								
年月日	資料区分	診断名 (活動性等)	排菌状況	治療状況 (承認医療の内容等も記入する)	医療費区分	病状経過	指導区分	就労状況	備考 (医師住所氏名)	
..										登録時の活動性分類
..										イ 肺結核活動性陰性初回治療
..										ロ 肺結核活動性陰性再治療
..										ハ 肺結核活動性その他の結核活動性
..										ニ 肺結核活動性・陽陰性・不明
..										ホ 肺外結核活動性
..										ヘ 初感染結核
..										ト 非定型抗酸菌陽性

記載上の記号

資料区分：1 届出 2 主治医との連絡 3 訪問 4 予防法申請 5 H C クリニック 6 集検 7 その他 活動性：1 活動性 2 不活動性 3 活動性不明 4 初感染結核 5 非定型抗酸菌陽性 医療費区分：1 自費・健保・船保・共済 (2 本人 3 家族)・日雇健保 (4 本人 5 家族) 6 国保 7 生保 (a 単給 b 併給) 病状経過：1 著明軽快 2 軽快 (a 中程度 b 軽度) 3 不変 4 悪化 指導区分：A 休業 B 軽業 C 注意 D 正常 (1 要医療 2 要観察 3 観察不要)

結核患者登録票（表）

(1) 結核予防法による登録及び管理検診実施要領について

様式第二号

(2) 結核・感染症サーベイランス事業の実施について

		明 大 昭	
五十音 頭文字	氏 名	生 年 月 日	町 名
登 録 番 号			
登 録 年 月 日		昭和 年 月 日	
登録除外年月日		昭和 年 月 日	
除 外 の 理 由		死亡 治ゆ 転出	
備 考			

(裏)

住居の 種 類	1 2 5	独立家屋（自家・借家）				部屋数（ ） 畳 数（ ）	病室の 状 況	1 2	専用 雑居	
		3 長屋 同居	4 アパート 間借	6 寮 その他	7					
家族氏名	性 統 柄	生年月日	勤務先 又は 学校名	受 診 状 況					備考	訪問年月日 (保健婦名)
				年	年	年	年	年		
1	男・女	明・大・昭								()
										()
2	男・女	明・大・昭								()
										()
3	男・女	明・大・昭								()
										()
4	男・女	明・大・昭								()
										()
5	男・女	明・大・昭								()
										()
6	男・女	明・大・昭								()
										()
7	男・女	明・大・昭								()
										()
8	男・女	明・大・昭								()
										()
9	男・女	明・大・昭								()
										()
10	男・女	明・大・昭								()
										()
結核患者登録票（裏）										

(35) 予防接種法及び結核予防法の一部を改正
する法律等の施行について (抄)

(平成六年八月二十五日 地医発第九百六十一号
各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚
生省保健医療局長通知)

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律及び関係政令の施行については、平成六年八月二十五日厚生省発健医第二二三号厚生事務次官通知によるほか、細部に関しては、左記の事項に留意の上適切に処理されたい。

なお、この通知においては、改正前の予防接種法を「旧予防接種法」と、改正後の予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行

規則及び予防接種実施規則をそれぞれ「新予防接種法」、「新予防接種法施行令」、「新予防接種法施行規則」及び「新実施規則」と、改正後の結核予防法、結核予防法施行令及び結核予防法施行規則をそれぞれ「新結核予防法」、「新結核予防法施行令」及び「新結核予防法施行規則」と、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律

(平成六年法律第五一号)並びに予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六九号)をそれぞれ「一部改正法」及び「昭和五十一年一部改正法」と略称する。

記

第一一六 (略)

第七 結核予防法に基づく予防接種

1 定期の予防接種

定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、定期の予防接種を行わなければならないものとし(新結核予防法第一三条第三項関係)、新結核予防法施行令で、それぞれ政令で定める者に応じた政令で定める定期として、七歳に達する日の属する年度(小学校一年時)に定期の健康診断を受け、かつ、定期の予防接種を受けた者については八歳に達する日の属する年度(小学校二年時)を、一三歳に達する日の属する年度(中学校一年時)に定期の健康診断を受け、かつ、定期の予防接種を受けた者については一四歳に達する日の属する年度(中学校二年時)を定めたこと

(35) 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の施行について (抄)

二一九

(新結核予防法施行令第二条の二関係)。なお、これらについては定期の健康診断の対象者から除外したこと(新結核予防法施行令第二条第一項関係)。

また、経過措置として、平成六年四月一日から同年九月三日までの間に定期の健康診断として前記に係るものを受けた者については、新結核予防法施行令第二条の二の項は適用しないこととしたこと。

2 予防接種の対象者

定期及び定期外の予防接種の対象者は、新結核予防法第一条の規定により、予防接種を受けることが適当でない者として新結核予防法施行規則第九条の二に規定された者を除いた者であること。

3 ツベルクリン反応判読の基準

結核感染率が急減した現状を考慮すると、現在の疑陽性のうち特に一四歳以下の者はほとんど結核未感染例と考えられることから、今後は疑陽性も陰性として取り扱い、BCGの対象とすべきであるとの公衆衛生審議会意見具申(平成六年八月一日「当面の結核対策について」)を踏まえて、平成七年四月一日から、発赤の長径九ミリメートル以下を陰性として扱うこととしたこと(新結核予防法施行規則第二条第二項関係)。

第八 予防接種健康被害救済制度

1 救済制度の対象となる予防接種

(1) (略)

- (2) 新結核予防法第二一条の二の規定による給付については、新結核予防法第一三条又は第一四条の規定により行われた予防接種、新結核予防法第一七条第二項又は第三項の規定により新結核予防法施行規則第一〇条に定める技術的基準に適合する予防接種及び一部改正法附則第五条により新結核予防法第一七条第二項又は第三項に規定する予防接種とみなされたものであること（新結核予防法第二一条の二第一項関係、一部改正法附則第五条関係）。

2 給付の内容

- (1) 予防接種健康被害救済制度は、予防接種が感染症に対する社会防衛上の重要な予防的措置であるが、関係者がいかに注意を払っても極めて稀ではあるが不可避的に健康被害が起り得るという医学上の特殊性があることに鑑み、これにより健康被害を受けた者に対する特別な配慮が必要であることから設けられたものである。

今回の改正では、被接種者の予防接種制度に対する信頼を確保し、制度の安定を図るため、従来の規制中心の手法からの転換を図り、接種の義務付けを緩和し、予防接種を受けやすい条件整備を進めることとしており、こうした観点から、予防接種法及び結核予防法に基づく予防接種による健康被害に係る救済給付額についても大幅な改善を図ったこと。

- (2) 障害児養育年金は、予防接種を受けたことにより新予防接種法施行令別表第一に定める程度の障害の状態にある一八歳

未満の者（以下「障害児」という。）を養育する者に支給されるが、その額は、その養育する障害児の障害の程度が別表第一に定める一級に該当する者（以下「一級障害児」という。）である場合は一四二万四九〇〇円から一五〇万七七〇〇円に、同表に定める二級に該当する者（以下「二級障害児」という。）である場合は八四万二二〇〇円から一二〇万五三〇〇円に引き上げたこと。ただし、重症心身障害児施設その他新予防接種法施行規則第九条に定める施設に収容されていない障害児を養育する者に支給する場合は、その額に、一級障害児には八二万四四〇〇円を、二級障害児には五四万九六〇〇円を介護加算額として加算するものであること（新予防接種法施行令第六条関係）。

- (3) 障害年金は、予防接種を受けたことにより新予防接種法施行令別表第二に定める程度の障害にある一八歳以上の者（以下「障害者」という。）に支給されるが、その額は、障害者の障害の程度が別表第二に定める一級に該当する者（以下「一級障害者」という。）である場合は三〇一万四六〇〇円から四八一万九〇〇〇円に、同表に定める二級に該当する者（以下「二級障害者」という。）である場合は一九六万八四〇〇円から三八五万五六〇〇円に、同表に定める三級に該当する場合は一四七万八三〇〇円から二八九万二二〇〇円に引き上げたこと。ただし、重症心身障害児施設その他新予防接種法施行規則第九条の二に定める施設に収容されていない者

3 届出書類等

- (1) 障害年金の請求に当たっては、関係書類の記載事項として施設入所の有無等に関する事項を追加することとし、昭和五二年三月七日衛発第一八六号本職通知の別紙五を別紙のとおりに改正するものであること（新予防接種法施行規則第一一条の四第一項関係）。

- (2) 毎年提出する年金受給者の現況届に添付する医師の診断書について、当該障害児又は障害者の障害の状態に変更がないこと等により診断書を添える必要がないとあらかじめ市町村長が認める場合についてはこれを省略できるものとしたこと（新予防接種法施行規則第一一条の六第二項関係）。

別紙略

○中核市制度の創設に伴う事務処理の特例について

(平成七年四月一日)

(健医発第四九六号)

(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知)

「地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四八号)」及び「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第四九号)」は平成六年六月二十九日に公布され、中核市制度の創設に係る部分は、平成七年四月一日から施行されることとなった。

また、これに伴い、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(平成六年政令第三九七号)」及び「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成六年政令第三九八号)」が平成六年一月二二日に、「国民生活基礎調査規則等の一部を改正する省令(平成七年厚生省令第五号)」が平成七年二月二七日に公布され、いずれも平成七年四月一日から施行されることとなったところである。

中核市制度の創設に伴い、中核市の事務処理の特例が設けられる事務のうち、当局所管の法律に基づく事務の内容及び留意事項は左記のとおりであるので、ご了知の上、貴管下市町村に対する周知及び指導並びに貴管下関係機関等に対する周知方願います。

記

第一 総括的事項

- 1 中核市又は中核市の市長その他の機関(以下「中核市等」という。)が、中核市の事務処理の特例により、事務を処理し又は管理し及び執行するに当たっては、都道府県知事からの事務引継に際し、従来の経緯、事務処理要領等について、十分に協議の上、今後の事務処理に遺憾なきを期されたいこと。
- 2 中核市の指定を受けようとする場合には、中核市の事務処理の特例により行うこととなる事務が円滑かつ適切に行われるよう、保健所の整備等事務処理体制の整備に遺憾なきを期されたいこと。

第二 個別的事項

1 伝染病予防法関係

- ① 中核市等が処理することとなる事務は、疑似症に対する伝染病予防法(明治三〇年法律第三六号。以下この号において「法」という。)の適用(法第二条第二項)、市町村の費用支弁に対する支出(法第二四条)及び市町村がすべき事項の代執行(法第二七条)に関する事務を除き、法及び同法施行令の規定により都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関(以下「都道府県等」という。)が処理する事務であること。
具体的には、交通遮断、防疫員の設置、伝染病予防のための健康診断、住民の隔離等の措置などの事務がこれに該当するものであること。
- ② 中核市等が行うこととなる前記1の事務のうち、法第一八条の規定による船舶等の検疫及び法第一九条の規定による伝染病予防のための住民の隔離等の措置については、伝染病が中核市と他の市町村との区域にわたりまん延し、又はまん延するおそれのある場合には、都道府県知事又は都道府県の機関は、中核市の区域において、従来どおりこれらの事務を行うことができるものであること。
- ③ 法第二条第二項の規定による疑似症に対する法の適用は、原則として、従来どおり都道府県知事において行うものであるが、中核市の区域内における伝染病予防上特に必要があるときは、都道府県知事が法を適用する措置をとらない場合においても、中核市の市長においてその措置をとることができるものであること。
- ④ 中核市等が、一般の市又は市長その他の機関(以下「一般市等」という。)として処理する事務のうち、法の規定に基づき、都道府県等の指示その他の命令を受けることとされている事務の処理に当たっては、従来どおりの都道府県等からの指示その他の命令を受けるものであること。
- ⑤ 中核市の市長は、前記①及び③の事務を管理し及び執行したときは、直ちにその旨を都道府県知事に通知しなければならないものであること。
- ⑥ 伝染病の予防措置については、その影響が一地域にとどまらず、広範囲に広がる可能性があることから、本来、広域的処理を必要とするものであることにかんがみ、都道府県知事及び中核市の市長は、伝染病の予防措置に関し、緊密に連絡をとり、連携が図られるよう特に留意すること。
- ⑦ 中核市については、法第二二条に規定する諸費用は、当該中核市が支弁し、中核市が支弁した費用については、当該中核市に対し、直接、法第二五条の規定に基づく国庫の負担が行われるものであること。

2 結核予防法関係

- ① 中核市等が処理することとなる事務は、事業者である都道府県又は都道府県の設置する学校若しくは施設の長が行う定期的健康診断等に要する費用の支弁(結核予防法(昭和二六年法律第九六号。以下この号において「法」という。)第五条第一号及び第三号)及び市町村長が行う予防接種による健康被害に係る給付に要する費用に対する負担(法第五五条

の二)に関する事務を除き、法及び同法施行令の規定により都道府県等が処理する事務であること。

具体的には、定期外の健康診断及び予防接種の実施、結核患者に対する従業禁止及び入所命令、家屋・物件の消毒等、一般患者、従業禁止・命令入所患者に対する医療費の公費負担、指定医療機関の指定などの事務がこれに該当するものであること。

- ② 中核市の市長が行う一般住民に対する定期の健康診断、予防接種については、従来どおり都道府県知事の指示を受けるものであること。
- ③ 法第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の負担の決定に当たっては、結核診査協議会の整備・充実を図り、その適正な運用に遺憾なきを期されたいこと。
- ④ 法第三六条に規定する指定医療機関に対しては、当該医療機関により結核患者に対する適切な医療が行われるよう必要な指導に遺憾なきを期されたいこと。
- ⑤ 中核市については、法第五条に規定する諸費用(第一号及び第三号に規定する費用を除く。)は、当該中核市が支弁し、中核市が支弁した費用については、当該中核市に対し、直接、法第五六条の二及び第五七条の規定に基づく国庫の負担又は補助が行われるものであること。
- ⑥ 中核市が、従来どおり一般の市町村として支弁する法第五二条第五号に規定する費用については、従来どおり同法第五五条の二の規定による都道府県の負担を受けるものであること。

3 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律関係

- ① 中核市等が処理することとなる事務は、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(平成元年法律第二号。以下この号において「法」という。)及び同法施行令の規定により都道府県等が処理する事務であること。

具体的には、感染者に係る医師からの報告の受理、医師からの通報に係る者に対する健康診断の勧告・命令、感染者等に対する指示などの事務がこれに該当するものであること。

- ② 前記の事務の処理に当たっては、法第二条第三項の趣旨を十分に踏まえ、プライバシー等人権の保護に最大限の配慮を払うとともに、患者・感染者に対する差別や偏見の除去に努めること。
- ③ 中核市については、法に基づき中核市の市長が行う事務についても、都道府県知事が行う事務と同様に法第一条が適用され、これを伝染病予防法の規定による伝染病予防事業とみなして同法の規定を適用し、同法第二二条に規定する諸費用は当該中核市が支弁し、中核市が支弁した費用については、当該中核市に対し、直接、同法第二五条の規定に基づく国庫の負担が行われるものであること。

第三 関係通知の改正

「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律の施行等について」(平成元年二月一〇日健医発第一二三号厚生省保健医療局長通知)の一部を次のように改める。

記の第三の3中「指定都市の市長」を「指定都市及び中核市の市長」に改める。

(5) 結核予防法による登録及び管理検診実施
要領の一部改正について

(平成七年十二月二十六日 健康部第五百三十五号)
各都道府県知事・政令市長・特別区長あて
厚生省保健医療局長通知

結核予防法による登録及び管理検診の実施に当たっては、昭和三十六年二月一三日付け衛発第九八四号厚生省公衆衛生局長通知「結核予防法による登録及び管理検診実施要領について」により行われているところであるが、結核診断技術の進歩等を踏まえ、菌所見を中心とした対策に改め、同通知別添「結核予防法による登録及び管理検診実施要領」(以下「実施要領」という)の一部を左記のとおり改めることとし、平成八年一月一日から適用することとしたので、遺憾なきよう実施されとともに、関係機関への周知方お願いする。

記

- 一 第一の一の四の(1)の図を別紙1「略」のとおり改める。
- 二 第一の一の四の(1)のd欄中「i欄」を「h欄」に改める。
- 三 第一の一の四の(1)のd欄の次に次を加える。
e欄 登録時の活動性分類を記入すること。
- 四 第一の一の四の(1)のj欄中「i欄」を「g欄」に改める。
- 五 h欄をf欄と、i欄をg欄と、j欄をh欄と、k欄をi欄とする。

六 第一の一の四の(2)を次のように改める。

(2) 活動性分類

イ 活動性分類は、治療の要否及び診断の時期からの経過期間に基づいて「活動性」、「不活動性」及び「活動性不明」のいずれかに区分する。なお、「初感染結核」及び「非定型抗酸菌陽性」は、別に扱う。

ロ 登録時の活動性分類は、登録時の結核症の主な患臓器、菌所見、治療の既往等を勘案し、次のいずれかに区分する。この区分は、登録後六カ月以内は新たに入手した菌所見により変更するが、それ以降は変更しない。

- (イ) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- (ロ) 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- (ハ) 肺結核活動性・その他の結核菌陽性
- (ニ) 肺結核活動性・菌陰性・不明
- (ホ) 肺外結核活動性
- (ヘ) 初感染結核(別掲)
- (ト) 非定型抗酸菌陽性(別掲)

七 第一の七の(2)を次のように改める。

- (2) 一の(1)のロ及びハに該当する者にあつては、その期間を経過したとき

八 様式第一号を、別紙2「略」のとおり改める。

(15) 結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について

（平成七年十二月二十六日 健医発第五百三十六号）
（各都道府県・政令市・特別区衛生主管部（局）長あて）
厚生省保健医療局長通知

結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間の取扱いについては、平成元年二月二十八日健医発第一八二号厚生省保健医療局長通知「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」により実施されているところであるが、結核の診断、治療及び管理について、結核診断技術の進歩等を踏まえ、平成八年一月一日より左記のとおり取り扱うこととしたので、遺憾のないよう実施されるとともに、関係機関への周知方お願いする。

なお、平成元年二月二十八日健医発第一八二号厚生省保健医療局長通知「結核予防法による入所命令の対象及び命令入所の期間について」は平成七年十二月三十一日をもって廃止する。

記

一 入所命令の対象について

入所命令の対象とする患者は、

- 1 喀痰塗抹検査の成績が結核菌陽性である肺結核患者
 - 2 その他結核菌検査の成績が結核菌陽性の肺結核患者（培養検査で菌陽性になるおそれの極めて高い者を含む。）
 - 3 喉頭結核で喀痰中に結核菌を認める患者等、特に感染性と考えられる肺外結核患者
- で、その居住環境から判断して同居者に結核を伝染させるおそれのあるものとする。

なお、「同居者」については、現状の社会状況にかんがみ、家庭内同居者とともに、学校、職場等社会生活の中で接触者も含めて考えるものとする。

二 命令入所期間について

命令による入所を継続しうる期間は、喀痰等の検体による塗抹及び培養検査により少なくとも月一回結核菌検査を行い、塗抹及び培養検査結果が連続四か月結核菌陽性であることが確認されるまでの期間を限度とするが、

- 1 再治療例
- 2 糖尿病合併症例
- 3 塵肺合併症例
- 4 リファンピシン又はイソニコチン酸ヒドラジッドに耐性が確

認された場合、あるいは、このいずれかの服用が不可能な例のいずれかに該当する患者にあつては、該当項目数が一項目の場合合は三か月、二項目の場合は六か月、三項目以上の場合合は九か月命令による入所の期間を延長することができるものとする。

ただし、病状経過から菌陽性と考えられる肺結核患者に対し入所命令を行う場合には、命令による入所期間を三か月とし、喀痰等の検体による培養検査の結果、結核菌陰性と判明した場合は、その時点で入所命令を解除することを原則とする。

また、入所命令の対象とされた患者で菌が非定型抗酸菌であることが判明した場合は、その時点で入所命令を解除することを原則とする。

(7) 公費負担医療に係る費用の請求の審査及び費用の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託するための契約について

（平成十一年二月二十三日 健医発第二百二十四号）
（各都道府県知事、各政令市市長、各特別区区长、国民健康保険中央会会長あて厚生省保健医療局長通知）

標記については、昭和四十九年一〇月一九日付衛発第五六三号本職通知により実施していただいているところであるが、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第一一四号。以下「法」という。）の施行に伴い、国民健康保険団体連合会に対して同法に基づく公費負担医療に係る診療報酬の審査支払の事務を委託する場合には、左記の事項に御留意のうえ、前記通知に示した契約書及び覚書の例を参考として、速やかに所要の契約変更等を行うようお願い計らい願いたい。

記

1 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の一部が改正され、第一条第一項第九号の次に次の一号が加えられたことに伴い、前記通知の契約書例の別表第4に、法第三十七条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付を加える等所要の変更が必要となること。

第九号の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成一〇年法律第一一四号）第三十七条第一項の規

定により費用の負担が行われる医療に関する給付

2 契約書に署名押印する都道府県知事は、当該都道府県内の保健所設置市及び特別区の長から、法第三十七条第一項により費用の負担が行われる医療に関する給付に係る支払事務の委託に関する国民健康保険団体連合会との契約締結について委任を受けておくこと。

なお、法第四〇条第三項の規定により、都道府県知事は、関係保健所設置市及び特別区に係る感染症指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求に関する審査事務を行うこととなる。